

改正

# 障害者差別解消法の 施行に向けて

合理的  
配慮提供の  
主たる担い手は  
教員です



「改正障害者差別解消法」によって、私立大学等を含む全ての大学等にとって合理的配慮の提供は法的義務となりました。同法は昨年6月に公布され令和6年6月までには施行されます。これによって各校の教育部門は、組織全体として、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供を行わないように、法の趣旨を正しく理解する必要があります。本セミナーでは、教育の本質を変えることなく、法の趣旨に沿った対応をするために必要な考え方について解説します。



## \\ 第1部 //

一般  
公開

### 障害学生支援に 必要な組織としての取組 ～改正障害者差別解消法施行に 向けた体制整備～

- 対 象** 学部・学科長クラスの教員等
- 内 容** 講演「障害学生支援に必要な組織としての取組」  
～改正障害者差別解消法施行に向けた体制整備～
- 講 師** 京都大学 学生総合支援機構 准教授  
DRC(障害学生支援部門)チーフコーディネーター  
村田 淳
- 収録時間** 20分(予定)
- 配信開始** 令和4年11月1日  
10:00～(予定)



## \\ 第2部 //

申込制

### 他の学生と同等の 機会を提供するために

- 対 象** 授業担当教員
- 内 容** 事例解説
- 第2部の申込については裏面でご確認ください。
- 1.入試における合理的配慮の提供について  
解説：筑波大学 人間系 准教授/佐々木 銀河
  - 2.過重な負担について  
解説：筑波技術大学 障害者高等教育研究支援センター 助教/中島 亜紀子
  - 3.配慮提供の決定について  
解説：津田塾大学 インクルーシブ教育支援室ディレクター 教授/柴田 邦臣
  - 4.合理的配慮と不当な差別的取扱いにおける意向の尊重について  
解説：岡山理科大学 経営学部 教授/川島 聡

**収録時間** 各10分×4本 **配信開始** 令和5年2月(予定)

いずれもYouTube JASSO学生生活支援事業channelにて配信 ※第1部は一般公開、第2部は申込制





教員の方に是非ご一読いただきたい

# ウェブコラム *web column*



JASSOウェブコラム

[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_kaiketsu/column/index.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/column/index.html)



JASSOウェブサイトでは、「障害者差別解消法」施行に伴い、増加が懸念される紛争を防止・解決するために、大学等はどのような対応をしていけば良いのか、架空の講座やワークショップの中で、様々な課題や解決方法について紹介するウェブコラムを掲載しています。ここでは、特に教育部門に関連の深い回の触り部分をご案内しますので、右記のURLで、是非、続きをご一読ください。

## 第7回

### 入学要件、受験生への配慮について

大学等は、受験、入学に関する対応においても、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」という2つの差別の問題について、検討する必要があります。障害のある新入生を受け入れるにあたって、まず問題となるのは、いわゆる入学要件です。障害のあることを理由に入学を断ったり、入学者選抜において不合格にしたりすることは、「不当な差別的取扱い」に当たることは言うまでもありませんが、例えば、聴覚障害のある学生が外国語学部への入学を希望していて、受験前に、「聴覚障害があるため、リスニングはできない。受け入れてもらえるか、受け入れてもらえるとしたら、受験では、どのような支援をしてもらえるのか」と事前相談があったとします。大学としては、どのように対応すれば良いのか、ワークショップ形式で考えます。



## 第9回

### テクニカル・スタンダードについて

障害のある学生が大学等に入学したものの、修学における基準(ディプロマ・ポリシーやアドミッション・ポリシー)だけではわからない、より詳細な能力要件)が、前以って明確にされていなかったために、後になって、単位や資格の取得が難しいことや、大学等に配慮できる体制がないことがわかったり、どのように配慮を行なうかの調整が難航することがあります。こうした詳細な基準を明示したものが、「テクニカル・スタンダード」です。合理的配慮の提供における、「テクニカル・スタンダード」について考えます。

## 第12回

### 入学者選抜における同等の機会の提供

入学者選抜において、障害のない受験者と同等の機会を障害のある受験者に提供するために必要な対応について考えます。聴覚障害のある入学志願者がAO入試の面接試験で、手話通訳かPC要約筆記の利用を試験時の合理的配慮として申請しました。申請を受けた大学では、初めてのケースであり学内の規程がなく、「手話通訳やPC要約筆記を利用するとひょっとしたら他の障害のない入学志願者よりも高い点数になってしまうのではないか」と懸念したため、手話通訳やPC要約筆記が提供できないと入学志願者に伝えました。大学等としては、どのような申請が来た時にどのように対応すべきでしょうか？



## 第13回

### 障害学生支援における教育部門との連携

障害のある学生に提供する配慮の中でも大きな比重を占めるのが、修学に関する配慮です。そこで重要な役割を果たすのは、授業や実習、試験などを担当する教員であり、学生が所属する学部・学科等の教育部門です。ところが、多くの大学等の支援担当者から、「教員の理解が得られないために配慮が提供できない」「配慮を提供するかどうかは、個々の教員に委ねられる」といった声を聞きます。合理的配慮の内容が、他の学生と同等の機会を提供することになるという客観性を担保するためには、シラバスを基にして検討することが大切です。そのためにはシラバスの内容自体、実際にどんな授業や実習、試験を行なうのか、具体的に示されている必要があります。シラバスを決めるのは各講座等を担当する教員ですが、シラバスの内容に関する合理的配慮について、支援担当部署が質問したり助言したりできるような関係を築いていくことが重要です。

オンラインセミナー  
第2部受講申込

JASSOウェブサイトよりお申込みください。

[https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei\\_shogai\\_kaiketsu/index.html](https://www.jasso.go.jp/statistics/gakusei_shogai_kaiketsu/index.html)



お問合せ

独立行政法人日本学生支援機構学生生活部障害学生支援課障害学生調査・分析係  
TEL:03-5520-6176 E-Mail:shienka02@jasso.go.jp